

◇◇税理士法人 計理センター◇◇

栃木県宇都宮市西2丁目3番5号 齊藤ビル2階
TEL) 028-636-6790 FAX) 028-632-8389
E-mail ; tgkc@ucatv.ne.jp
URL : <http://www.tgkc.co.jp>

◇経営理念◇

1. 私たちは、お客様のニーズを把握し親切・迅速・的確なサービスを提供します。
2. 私たちは、納税者の権利を守るため、不断の努力によって知識を習得し、税制・税務行政の民主化に生かせるよう活動します。
3. 私たちは、自社の経営体質を堅固にし、社員の労働環境と待遇向上に努めながら、地域の発展と社会貢献に尽くしていきます。



新年のごあいさつ

新年あけましておめでとうございます。

税理士法人計理センターを設立し4カ月経過致しました。

この間皆様のあたたかいご支援ご協力のお蔭で業務も順調に推移しておりますこと心より感謝申し上げます。

計理センターは、中小企業・個人事業者様に光をあてる金融税制等の施策をもとめ、日夜研鑽を重ねています。

昨年4月に消費税が8%に引き上がりました。私たちの増税反対の声は届きませんでした。

庶民が明日に夢と希望を託せるような社会が来ることを信じ、それに向けて進む一年となることを望みます。

中小企業・個人事業者が日本経済の土台を築き支え、街を形成し、農村漁村を守り多くの人たちがそれに従事しています。

商売繁盛とご家族・従業員様のご健勝をご祈念申し上げ、本年もご交誼の程よろしくお願い申し上げます。

(代表社員 : 日野川 勇一)



『消費税制のからくり』

— 政府・経団連・米国の思惑とその影響 —



講師：税理士 日野川 勇一氏



12月13日に税理士法人計理センター設立後初となる、第1回業者研修会をとちぎ健康の森にて開催しました。

テーマは「消費税制のからくり」ということで、この度の衆議院解散総選挙にも影響を及ぼす内容でしたので、皆様にとっても関心の高い内容であったのではないのでしょうか。

奇しくも、この講演会の翌日は衆議院選挙の日であり、開票の結果は自民党291議席、与党議席数としては326議席と圧勝となりました。この結果を見て安倍総理は、「平成29年4月に消費税率を10%に引き上げる」ことを明言し、「現政策を続けていけば景気は上向きになるので景気判断等を考慮しない！」とも言っているようです。

今回の講演を聴いて感じたことは、消費税制は租税立法上の原則である応能負担から逸れて租税の逆進性を強めることや、輸出業者（大企業が多い）は『輸出戻し税』と呼ばれる消費税が国から還付される制度があること等から、消費税制はその必要性を見直す事にあるのではないかということです。

当事務所としても「消費税を無くす会」としての活動を行っており、賛同していただける顧問先の皆様に署名をいただいておりますので宜しくお願い致します。

また、第1回目となりました業者研修会にご参加いただいたことを感謝申し上げます。





税務クイズ

あけましておめでとうございます。個人の所得税は暦年課税になっていますので1月1日～12月31日までが課税の対象となる期間になります。今回は、よく話題になる医療費の控除の範囲についての問題です！

お手元にある領収書を捨てる前に一度対象にならないか確認してみてくださいね。

Q1, ドラッグストアで購入した次のもののうち、医療費控除の対象とならないものはどれ？
(特に医師の処方箋は所持していません)

- ① 市販の風邪薬
- ② 栄養ドリンク
- ③ ニキビの薬

Q2, 次の交通費の支払のうち、医療費控除の対象とならないものはどれ？

- ① 自宅から病院までの自家用車のガソリン代
- ② 病院に通院するのにかかったバス代
- ③ 医師の送迎のための交通費



Q3, 眼科医で治療を受けるために支払う次の費用のうち、医療費控除の対象とならないものはどれ？

- ① 視力回復手術(レーシック手術)の費用
- ② オルソケラトルジー治療(角膜矯正療法)の費用
- ③ 眼鏡の購入費用



《 回答 》

Q1, 答え ②(一定の場合を除きます)

医療費控除の対象となる医薬品として、医師の処方箋により購入したものは、基本的にすべて医療費控除の対象となりますが、自分で購入した医薬品は治療又は療養を目的とする場合にのみ医療費控除の対象となります。よって、医師の処方がない栄養ドリンクは医療費控除の対象外と考えられます。

Q2, 答え ①

医療費控除の対象となる治療や診療のためにバスや電車を利用した場合には、その交通費も医療費控除の対象となります。同様に、医師の送迎にかかる交通費も控除の対象として認められています。しかし、医療費控除の対象となる交通費は「人的役務の提供」に限られているため、自家用車のガソリン代については、控除の対象外となります。

Q3, 答え ③(一定の場合を除きます)

レーシックやオルソケラトルジーについては、目の機能それ自体を医学的な方法で正常な状態に回復させるものであり、それにかかる費用は、医師の診療又は治療の対価として認められますので、医療費控除の対象となります。

一方、近視や遠視などのために日常生活の必要性に基づき購入されるものは、視力を回復させる治療の対価ではないので、医療費控除の対象とはなりません。しかし、斜視、白内障等の手術後の機能回復のため短期間装用するものや、幼児の未発達視力を向上させるために装用する眼鏡などは治療の一環として、医療費控除の対象となります。

※ クイズの内容は簡易的なものになっております。
詳しく知りたい方は計理センター職員に確認下さい。

税務トピックス

平成27年4月1日から軽自動車等の税額が以下のように変わります。

車 種	旧年税額	新年税額	重課年税額
軽自動車三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽自動車四輪以上乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽自動車四輪以上貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
軽自動車四輪以上乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽自動車四輪以上貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円

原動機付自転車(50CC以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車(50CC超90CC以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車(90CC超125CC以下)	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車農耕作業用	1,600円	2,400円
小型特殊自動車その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車(125CC超250CC以下)	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250CC超)	4,000円	6,000円
雪上走行車	2,400円	3,000円
ボート・トレーラー	2,400円	3,600円



旧年税額 : 平成27年3月31日までに最初の新規登録車
 新年税額 : 平成27年4月1日以後に最初の新規登録車
 重課年税額 : 最初の新規登録より13年経過した翌年度より

軽自動車の減免

1. 身体障がい者・精神障がい者が所有する軽自動等
2. 身体障がい者・精神障がい者と生計を一にする方や常時介護する方が所有する軽自動車
3. その構造が専ら身体障がい者等の利用のために改造された軽自動車等

申請期間 : 納税通知を受取ってから、納期限(5月31日)まで

必要書類 : 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など
 運転免許証、印鑑、納税通知書、車検証など

(出所 : 鹿沼市・日光市ホームページより)

この増税は、第二次安倍政権が2013年12月12日の税制改正大綱により決定したものです。

今、法人・個人の「事業税」の増税が検討されています。詳細はまたの機会に・・・第3のビールの増税も・・・どこまで弱い者いじめの大衆課税をすれば気が済むのか、好きになれない安倍政権です。

紹介したい映画



最近観た映画を紹介したいと思います。

作品名は『トワイライト ささらさや』

大泉洋氏演じる噺家のユウタロウが不慮の事故で亡くなることから始まるこの映画。

子供が生まれたばかりでの突然の死に、家族が気がかりで気がかりでと、この世に未練を残しなかなか成仏できないユウタロウ。

そんな彼が、色々な人へ乗り移りながら家族に想いを伝えていくというファンタジードラマです。

亡くなってから見えてくる家族の気持ち、そして自分でも気づかなかった、本当の自分の気持ち。ようやく分かる親の想いに…クライマックスは温かな思いが胸に広がる、そんな映画でした。

コメディタッチで進んでいきながらも、最後はほろりとさせてくれるこの映画。もし機会があればご覧になって下さい。



新 入 社 員 紹 介

あけましておめでとうございます。

10月1日よりお世話になることとなりました藤栄亜樹と申します。

生まれも育ちも宇都宮市で、地元をこよなく愛す34歳です。

趣味は、主にゴルフです。飽きやすい性格なので、続くかどうか怪しかったゴルフですが、ラウンドするたびに更新されていくスコアが想像以上に嬉しく、また、ゴルフを通して新しい友人が増え、そして何より自分のメンタルの弱さを思い知り、今まで知らなかった自分の弱点を発見し、またそれを克服していくことが面白く、今年でゴルフ歴3年目になりますが、「継続は力なり」を身もって体験しているところです。他にも、楽しい毎日を過ごすためには体が資本ということで、ツボ押しマッサージや、マクロビオティック等、心身のメンテナンスにも余念がありません。

前職も会計事務所で、そこでは13年勤務しましたが、更なる飛躍を目指し、計理センターへの転職を果たしました。私にとって初めての転職です。いつの間にか忘れかけていた初心を取り戻しました…最初はとても不安でしたが、職員の皆様へ助けられ、初めて経験する業務にも前向きに取り組むことが出来ました。

「継続は力なり」この言葉を胸に、これまでの経験を活かし、取り戻した初心を忘れることなく、より一層、皆様のお役に立てるよう、全力でがんばりますので、何卒、よろしくお願い致します。



* 税務カレンダー *

◀ 1月 ▶		
内	容	納付／申請期限
給与所得者の扶養控除等申告書の提出		平成27年最初の給与の前日
支払調書の提出		平成27年2月2日
固定資産税の償却資産に関する申告		平成27年2月2日
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付		平成27年1月13日
(年2回の納付の特例適用者)		平成27年1月20日
2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告		平成27年2月2日
5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人市民税>(半期分)		平成27年2月2日
※法人税の予定納税額が10万円以下は申告省略です		
給与支払報告書の提出		平成27年2月2日

◀ 2月 ▶		
内	容	納付／申請期限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付		平成27年2月10日
3. 6. 9. 12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告		平成27年3月2日
6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)		平成27年3月2日
※法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です		

※平成26年分所得税確定申告の時期(申告期間:平成27年2月16日～3月16日まで)が近づいてまいりましたので、個人事業主の方や確定申告を行う必要がある方は書類等の準備をお願い致します。準備する書類が分からない等ございましたら担当者、若しくは当事務所職員へお尋ね下さい。

当社年末年始休暇
12月27日(土)～1月4日(日)